



平成 28 年 3 月 28 日

各 位

会 社 名 川 西 倉 庫 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 若 松 康 裕  
(コード番号 9322 東証第 2 部)  
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 福 井 博  
(TEL 078-671-7931)

## 監査等委員会設置会社移行および執行役員制度導入に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 3 月 28 日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月 28 日開催予定の第 159 回定時株主総会でのご承認を前提として、「監査等委員会設置会社」へ移行することおよび同じく平成 28 年 6 月 28 日付で「執行役員制度」を導入することについて決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 監査等委員会設置会社について

##### (1) 移行の目的

委員の過半数が社外取締役で構成される「監査等委員会」の設置により、取締役会の監査・監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図る目的から、監査等委員会設置会社へ移行するものであります。

##### (2) 移行の時期

平成28年6月28日開催予定の第159回定時株主総会において、移行に必要な定款変更等についてご承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

#### 2. 執行役員制度について

##### (1) 導入の目的

経営の意思決定および監督機能と業務執行機能を分離させることにより、業務執行における責任の所在を明確にするとともに、業務執行権限の委譲により、機動的な経営体制を構築することを目的といたします。

##### (2) 制度の概要

- ①執行役員制度を導入し、執行役員へ一定分野の業務執行権限を委譲します。
- ②執行役員は、取締役会の決議によって選任します。
- ③取締役は執行役員を兼務することができます。
- ④執行役員の任期は1年とし、再任を妨げません。

##### (3) 導入時期

平成 28 年 6 月 28 日

#### 3. その他

監査等委員会設置会社への移行および執行役員制度導入に伴う役員人事につきましては、本日公表の「監査等委員会設置会社移行後および執行役員制度導入後の役員人事に関するお知らせ」をご覧ください。

定款変更の内容については現時点で未定ですので、決まり次第お知らせいたします。

以 上